

障害福祉サービスの費用の算定等に関する関係告示の 制定及び一部改正（案）の概要

【改正の趣旨】

障害福祉サービスの費用（報酬）の算定等に関連する告示について、平成21年4月に実施する報酬改定に伴う各種改正等を行う。

【改正・制定の対象となる告示】

以下の告示の改正（13本）及び新設（3本）を行う。

- ① 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）
- ② 障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第524号）
- ③ 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成18年厚生労働省告示第530号）
- ④ 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）
- ⑤ 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）
- ⑥ 厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）
- ⑦ 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号）
- ⑧ 厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）
- ⑨ 厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成18年厚生労働省告示第552号）
- ⑩ 厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第554号）
- ⑪ 厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）
- ⑫ 厚生労働大臣が定める児童等（平成18年厚生労働省告示第567号）
- ⑬ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成20年厚生労働省告示第213号）
- ⑭ 「厚生労働大臣が定める地域」を定める告示の新設
- ⑮ 「厚生労働大臣が定める療養食」を定める告示の新設
- ⑯ 「厚生労働大臣が定める研修」を定める告示の新設

【改正案の主な内容】

1. 訪問系サービス及び重度障害者等包括支援関係

(1) 訪問系サービスに係る特定事業所加算の基準の設定（告示④）

居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に係る特定事業所加算の基準として、以下の事項を定める。

ア. サービス提供体制の整備

研修の計画的実施、情報の的確な伝達、同行研修の実施等

イ. 良質な人材の確保

介護福祉士の割合が30%以上又は常勤職員によるサービス提供時間の割合が40%以上、サービス提供責任者が一定の要件を満たす等

ウ. 重度障害者への対応

障害程度区分5以上の利用者の割合が30%（重度訪問介護の場合は50%）以上

(2) 訪問系サービス等に係る特別地域加算の適用地域の設定（告示⑭）

中山間地域等に居住している者に対して提供される訪問系サービス及び重度障害者等包括支援について評価を行う「特別地域加算」の適用地域を、以下のよう定める。

ア. 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

イ. 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島

ウ. 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯

エ. 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地

オ. 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村

カ. 小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島

キ. 半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

ク. 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域

ケ. 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域

コ. 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島

(3) 重度訪問介護に係る移動介護加算を算定する場合の追加（告示⑥）

重度訪問介護について、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、「移動介護加算」の算定を可能とすることに伴い、算定する場合の要件を定める告示の対象に重度訪問介護の移動介護加算を追加する。

(4) 重度障害者等包括支援の報酬単価の見直し等（告示⑨）

重度障害者等包括支援の報酬単価について、重度訪問介護の報酬単価の見直し等を踏まえ見直す（日中の場合700単位→800単位）とともに、中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスについて評価を行う特別地域加算（15%加算）を設ける。

(5) 国庫負担基準額の改正（告示③）

障害福祉サービス報酬の額の改定に併せて、訪問系サービスに係る国庫負担基準について、以下のとおりの改正を行う。

ア. 居宅介護に係る支給決定者	区分6	18,680 単位	→	19,450 単位
	区分5	12,940 単位	→	13,500 単位
	区分4	8,110 単位	→	8,440 単位
	区分3	4,310 単位	→	4,500 単位
	区分2	2,910 単位	→	3,050 単位
	区分1	2,290 単位	→	2,370 単位
	障害児	7,280 単位	→	7,590 単位
イ. 重度訪問介護に係る支給決定者	区分6	29,590 単位	→	40,030 単位
	区分5	23,850 単位	→	28,270 単位
	区分4	19,020 単位	→	22,540 単位
	区分3	15,220 単位	→	18,020 単位
ウ. 行動援護に係る支給決定者	区分6	25,150 単位	→	26,210 単位
	区分5	19,410 単位	→	20,180 単位
	区分4	14,580 単位	→	15,190 単位
	区分3	10,780 単位	→	11,250 単位
	障害児	13,750 単位	→	14,310 単位
エ. 重度障害者等包括支援に係る支給決定者		45,500 単位	→	80,000 単位

2. 療養介護関係

(1) 療養介護サービス費（Ⅰ）を算定する施設基準における経過措置の期限の延長（告示⑧）

平成18年10月以前から「療養介護に相当する事業」を実施していた施設に係る職員配置の経過措置を延長することに伴い、平成21年9月30日までとしている適用期限に係る規定を平成24年3月31日まで延長する。

(2) 療養介護事業所の継続利用者（告示⑪）

＜4(6)の障害者支援施設に係る取扱いと同じ＞

3. 児童デイサービス関係

(1) 児童デイサービス費（Ⅱ）に係るサービス管理責任者欠員時の減算規定の整備（告示⑦）

児童デイサービス費（Ⅱ）について、報酬改定により新たにサービス管理責任者の配置を評価することに伴い、サービス管理責任者の員数を満たしていない場合について、所定単位数に100分の70を乗じることとする。

4. 生活介護及び施設入所支援並びに障害者支援施設及び旧法入所施設関係

(1) 生活介護に係る人員配置体制加算の施設基準の設定（告示⑧）

生活介護について、一定水準以上の手厚い人員配置を評価する人員配置体制加算の施設基準を以下のように定める。

ア. 人員配置体制加算（Ⅰ）

生活支援員等の総数が、前年度の利用者の数の平均値を1.7で除して得た数以上である場合に算定

イ. 人員配置体制加算（Ⅱ）

生活支援員等の総数が、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上である場合に算定

ウ. 人員配置体制加算（Ⅲ）

生活支援員等の総数が、前年度の利用者の数の平均値を2.5で除して得た数以上である場合に算定

(2) 夜勤職員配置体制加算の施設基準の設定（告示⑧）

施設入所支援における夜勤職員配置体制加算の施設基準について、ア～ウの区分に応じて、生活支援員の数が以下に該当する場合とする。

ア. 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下である場合 2以上

イ. 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下である場合 3以上

ウ. 前年度の利用者の数の平均値が61人以上である場合 3に、当該前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(3) 施設入所支援に係る地域生活移行個別支援特別加算の施設基準の設定（告示⑧）

施設入所支援における地域生活移行個別支援特別加算の施設基準を以下のように定める。

ア. 必要な数の生活支援員等が配置可能であること。

イ. 社会福祉士又は精神保健福祉士による支援体制が確保されていること。

ウ. 研修を実施していること。

エ. 保護観察所、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること 等。

(4) 施設入所支援に係る地域生活移行個別支援特別加算の対象者の設定（告示⑪）

施設入所支援における地域生活移行個別支援特別加算の対象者を、医療観察法に基づく通院による医療を受ける者、刑務所等からの出所に伴い関係機関からの受入依頼を受けた者であって出所から3年を経過していない者又はこれに準ずる者とする。

(5) 施設入所支援及び旧法入所施設に係る療養食の内容の設定（告示⑩及び⑮）

施設入所支援及び旧法入所施設における療養食加算の算定対象となる療養食の範囲を、疾病治療の直接手段として医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食とする。

(6) 障害者支援施設の継続入所者（告示⑪）

新体系に移行しても引き続き障害者支援施設に入所できる者を、以下のように定める。

- ア. 旧法施設等に入所した後、引き続いて障害者支援施設等に入所している者
- イ. これらの施設を退所後に再度障害者支援施設に入所する者

5. 短期入所関係

(1) 短期入所（医療型）の施設基準の設定（告示⑧）

医療機関において行われる短期入所に係る施設基準を以下のように定める。

- ア. 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）を算定する指定短期入所事業所の施設基準
 - (ア) 医療法第1条の5第1項に規定する病院であること。
 - (イ) 手厚い人員（看護職員を利用者に対して7：1以上配置し、かつ、看護職員のうち7割以上が看護師であること）を配置していること。
- イ. 医療型短期入所サービス費（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）を算定する指定短期入所事業所の施設基準
 - (ア) 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は第2項に規定する診療所であって19人以下の患者を入所させるための施設を有するもの又は介護保険法の規定による介護老人保健施設であること。

6. 共同生活介護（ケアホーム）及び共同生活援助（グループホーム）関係

(1) 共同生活介護及び共同生活援助に係る地域生活移行個別支援特別加算の施設基準の設定（告示⑧）及び同加算の対象者の設定（告示⑪）

< 4 (3) 及び(4)の施設入所支援に係る取扱いと同じ >

7. 自立訓練関係

(1) 機能訓練に係る視覚障害者の専門的訓練の従事者（告示⑪）

自立訓練（機能訓練）における視覚障害者に係る訪問による専門的訓練を行う場合の報酬単価を創設することに伴い、当該単価を算定する従業者の要件を、国立障害者リハビリテーションセンター学院の実施する視覚障害者生活訓練専門職員養成課程又はこれに準ずる視覚障害者に対する訓練を行う者を養成する研修を修了した者であることとする。

(2) 宿泊型自立訓練に係る地域移行支援体制強化加算の施設基準の設定（告示⑧）

宿泊型自立訓練における地域移行支援体制強化加算の施設基準を以下のように定める。

- ア. 地域移行支援員について、宿泊型自立訓練の前年度の利用者の数の平均値を1.5で除して得た数以上配置していること。
- イ. 地域移行支援員のうち1人以上は常勤であること。

(3) 宿泊型自立訓練に係る地域生活移行個別支援特別加算の施設基準の設定（告示⑧）及び同加算の対象者の設定（告示⑪）＜4(3)及び(4)の施設入所支援に係る取扱いと同じ＞

8. 就労移行支援及び就労継続支援関係

(1) 就労支援関係研修修了加算の算定対象となる研修の項目の設定（告示⑯）

就労移行支援における就労支援関係研修修了加算の算定対象となる研修項目を、以下のように定める。

- ア. 地域障害者職業センターにおいて就労移行支援事業の就労支援員の知識・技能の習得のために行われる研修
- イ. 職場適応援助者の養成又は必要な知識・技術の習得のための研修
- ウ. ア又はイと同等の内容を有するものとして、厚生労働大臣が認めた研修

(2) 施設外就労加算の基準の設定（告示④）

就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型における施設外就労加算の基準として、以下のとおり定める。

- ア. 支援単位（ユニット）ごとに実施し、1ユニットは利用者3人以上
- イ. 利用者合計数は、利用定員の70%以下
- ウ. 1ユニットごとに職員を配置することとし、職員数は、施設外就労利用者の数を当該事業所が算定する基本報酬に応じた職業指導員及び生活支援員の数で除した数以上

(3) 就労継続支援A型サービス費（I）の施設基準の設定（告示⑧）

就労継続支援A型における手厚い人員配置を評価する「就労継続支援A型サービス費（I）」の施設基準として、職業指導員及び生活支援員の総数を、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を7.5で除して得た数以上配置していることを定める。

(4) 目標工賃達成指導員配置加算の施設基準の設定（告示⑧）

就労継続支援B型における目標工賃達成指導員配置加算の施設基準として、職業指導員及び生活支援員に加え、目標工賃達成指導員加算の配置により常勤換算で6:1以上であることを定める。

9. 指定相談支援関係

(1) 指定相談支援に係る特別地域加算の創設（告示②）

中山間地域等に居住している者に対して指定相談支援を行った場合に、特別地域加算（所定単位数の15%加算）を算定する。

(2) 指定相談支援に係る特別地域加算の適用地域の設定（告示⑭）

＜1(2)の訪問系サービスに係る取扱いと同じ＞

(3) 指定相談支援に係る特定事業所加算の創設（告示②）

質の高いケアマネジメントの実施体制を整えている事業所による相談支援サービスについて、特定事業所加算（450単位/月）を算定する。

(4) 障害福祉計画において指定相談支援の必要量の見込みを定める際の利用見込み者の範囲の変更（告示①）

障害福祉計画において指定相談支援の必要量の見込みを定める際の利用見込み者の範囲に、今回新たにサービス利用計画作成費の支給対象とする自立訓練、共同生活援助及び共同生活介護の利用者を含める。

(5) サービス利用計画作成費に係る国庫負担基準の算定の際に人数を勘案しない者の範囲の見直し（告示③）

サービス利用計画作成費に係る国庫負担基準の算定の際に人数を勘案しない者の範囲から、今回新たにサービス利用計画作成費の支給対象となる自立訓練、共同生活介護及び共同生活援助の利用者を除く。

10. 障害児施設関係

(1) 心理担当職員配置加算の施設基準（告示⑫）

障害児施設に係る心理担当職員配置加算の施設基準を次のように定める。

ア. 指定基準で定められている職員に加え、心理療法を担当する職員を1名以上配置していること。

イ. 心理療法を担当する職員が、心理学の学士で心理療法の技術を有すること。

ウ. 必要な設備等を有すること。

エ. 心理療法を必要とする障害児が5名以上いること。

(2) 障害児施設に係る一単位の単価の見直し等（告示⑬）

障害児施設に係る一単位の単価に関し、地域区分に応じた一単位の単価水準及び地域区分に属する市町村について、人事院規則における見直しに準じた見直しを行う。

1 1. サービス管理責任者関係

(1) サービス管理責任者の要件に係る経過措置の延長等（告示⑤）

サービス管理責任者の要件について、以下の経過措置を講じる。

- ア. 実務経験の要件を満たしていれば、平成21年3月31日までの間は、研修を受講していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として認められる経過措置について、平成24年3月31日まで適用期間を延長する。
- イ. 障害者自立支援法施行前から事業を運営している指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所（入居定員の合計が9人以下であるものに限る。）並びに児童デイサービス事業所について、平成24年3月31日までの間、3年以上の実務経験がある者で研修を受講していないものをサービス管理責任者とすることができることとする経過措置を設ける。

【適用日】 平成21年4月1日（予定）

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案の概要

【改正の趣旨】

障害者自立支援法の施行後約3年が経過するところであり、同法に基づく障害福祉サービス等について、サービス事業所の実情や本年4月の実施を予定している障害福祉サービス報酬の改定を踏まえ、指定基準及び最低基準の見直しや適用期限の延長等を行うものである。

【改正する省令】

- ① 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- ② 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）
- ③ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）
- ④ 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第178号）

【改正案の主な内容】

1. サービス提供責任者の要件緩和

居宅介護、重度訪問介護及び行動援護のサービス提供責任者について、現行では全て常勤の者でなければならないこととしている要件を緩和し、今後は、常勤を基本としつつも、非常勤職員の登用を一定程度可能とする。

2. 入所施設に係るサービス提供記録に係る規制の緩和

「サービスの提供の記録」については、現在、サービスの提供日、内容その他必要な事項について、サービスの提供の都度記録を行い、その度に利用者から確認を受けなければならないこととしている。

しかしながら、入所施設においては継続的な利用が行われており、訪問系サービスのように提供の都度記録及び確認を行う必要性が低いことから、「提供の都度」という規定を撤廃する。

3. 短期入所の単独型事業所の基準の明確化

短期入所の事業形態の一つである単独型事業所について、その定義並びに人員及び設備に関する基準の明確化を図る。

(1) 定義

併設事業所及び空床型事業所以外の短期入所を「単独型事業所」とする。

(2) 人員基準

ア. 他の事業所等（入所を除く。）において行う短期入所であって、当該他の事業等が行われている間の生活支援員の数

他の事業所等の利用者の数及び単独型事業所の利用者の数の合計数を当該他の事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該他の事業所等として生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ. 上記以外の場合における生活支援員の数

当該日の利用者の数が六以下 一以上

当該日の利用者の数が七以上 一に、当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(3) 設備基準

居室（定員4人以下等）、食堂、浴室、洗面所及び便所の基準に係る規定を設ける。

4. 共同生活介護の体験的利用制度の創設に伴う整理

共同生活介護の体験的利用について、利用者負担上限額管理を利用者から依頼を受けた場合においてのみ行うこととするとともに、体験的利用を行う事業者における支援の取扱方針を明記する。

また、上記取扱いは、共同生活援助について準用する。

5. 指定宿泊型自立訓練事業所についての規制緩和

指定宿泊型自立訓練のみを行う事業所は、旧法施設等からの移行の場合を除き、障害者就業・生活支援センターに併設されているものでなければならぬものとされていることを改め、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所として、単独で実施することができることとする。

6. 療養介護の従事者に係る経過措置の延長

平成18年10月以前から指定医療機関において「療養介護に相当する事業」を実施していた施設に係る職員配置基準の経過措置について、平成21年9月30日までとしている適用期限を平成24年3月31日まで延長する。

7. 経過的に居宅介護を利用する共同生活介護等に係る経過措置の延長

経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所において生活支援員及びサービス管理責任者を置かないことができるとする経過措置について、平成21年3月31日までとしている適用期限を平成24年3月31日まで延長する。

8. 経過的に個人で居宅介護を利用する共同生活介護利用者に係る経過措置の延長

共同生活介護に入所する重度障害者による共同生活住居における居宅介護の利用を可能とする経過措置について、平成21年3月31日までとしている適用期限を平成24年3月31日まで延長する。

また、居宅介護利用者に係る生活支援員の配置について、通常の利用者の1/2の配置を必要とする。

9. 知的障害者通勤寮に係る居室の設備基準の経過措置

障害者自立支援法施行前から設備に係る経過措置の適用を受けていた知的障害者通勤寮の設備基準について、従前と同様の面積等でよいこととする経過措置を設ける。

【適用日】平成21年4月1日（予定）